

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○県営土地改良事業換地計画の縦覧	一	(農村整備課)
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	一	(都市計画課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	一	(同)
選挙管理委員会		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表	二	
人事委員会		
○宮城県任期付職員採用試験の実施	二	
監査委員		
○定期監査結果に対する措置の公表	二	
正 誤		
○宮城県公報第二五〇九号中	一〇	
告示		
○宮城県告示第九百八十六号		
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業小川地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。		
なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から		

起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二日から平成二十六年一月七日まで

三 縦覧場所

名取市役所及び岩沼市役所

○宮城県告示第九百八十七号

多賀城市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 宮内地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九百八十八号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画第一種市街地再開発事業

2 名称 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があった平成二十四年分及び平成二十三年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

なお、東日本大震災により、会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等したため、収支報告書の内容を完全に記載できなかった政治団体は、渡辺ひろふみを支える会の一団体である。

平成二十五年十一月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

### 人事委員会

○宮城原任期付職員採用試験を別冊のとおり実施する。

平成二十五年十一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 高橋俊一

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成25年11月29日

宮城県監査委員	安藤俊威
宮城県監査委員	菅間進
宮城県監査委員	遊佐勘左衛門
宮城県監査委員	工藤鏡子

1 監査委員の報告日

平成25年9月5日

2 通知のあった日

平成25年10月31日

### 3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に對する収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 1,985,447,672円

過年度分 5,040,408,921円

合 計 7,025,856,593円

・H23年度収入未済額

現年度分 1,860,958,201円

過年度分 6,264,265,839円

合 計 8,125,224,040円

ロ 措置の内容

平成25年3月に新たな「県税滞納額縮減対策3か年計画」を策定し、震災復興財源確保と滞納額の更なる縮減に取り組むこととした。

この計画に基づき、各県税事務所に縮減対策目標と事業計画を提出させたところである。また、滞納整理の進捗状況については、定期的に税務課へ報告することとし、税務課においても引き続き適切な債権管理に向けた指導、助言を行っていくものとした。

個人県民税以外の滞納額は着実に縮減が図られており、現在講じている対策を継続して実施していくこととする。

個人県民税についても、これまでの徴収努力により滞納額が縮減している。今後は更なる縮減に向け、各県税事務所に市町村滞納整理業務改善支援チームを設置し、市町村の徴収率向上のための支援を進めるとともに、市町村との共同催告や県での直接徴収及び地方税徴収対策室での滞納整理を強化するほか、宮城一斉滞納整理強化月間の取組などを行う。

なお、個人住民税の特別徴収義務者一斉指定については、平成25年度から開始（33市町村）している。

(2) 廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納

報 告 書 公 報

付命令しているもの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分 24,434,328円

過年度分 467,158,047円

合 計 491,592,375円

・ H23年度収入未済額

現年度分 35,456,887円

過年度分 520,116,024円

合 計 555,572,911円

ロ 措置の内容

1 法人の未納額88,204,872円は、法人が清算終了し、回収が不可能となっていたが、平成24年8月に消滅時効が成立したため、平成24年度中に不納欠損処理を行った。

その他の債務者に対しては、これまで回収実績がない状況が続いていたが、平成24年度には、改めて金融機関や所在市町村に対し財産調査を実施し、それにより判明した預金等の差押を行うとともに、自宅訪問等での納付交渉による一部納付等により、209,992円を回収した。

平成25年度以降も引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、財産調査を継続して実施し、財産の発見に努め、納付の促進や差押などにより、収入未済の縮減を図っていく。

(3) 保健福祉総務課・震災援護室

イ 監査委員の報告の内容

過誤払返納金及び返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○過誤払返納金 (民間賃貸住宅借上に係る家賃等の過誤払)

・ H24年度収入未済額

現年度分 4,970,097円

○返還金 (民間賃貸住宅借上に係る家賃等の代位弁済返還金)

・ H24年度収入未済額

現年度分 1,350,000円

ロ 措置の内容

収納促進のため、債権管理に関する手順を定めて従来の督促状送付に加え、電話での納付依頼及び継続した依頼状の送付、更には、必要に応じて現地訪問も行いながら、過払金が収納されるよう債権管理を行っている。また、返還金にあつては、一括納付が困難であったことから、履行延期の特約承認の手續を行い、分納計画どおり収納されるよう債権管理を行っている。

(4) 社会福祉課

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成24年4月1日に調定すべき電柱敷地使用料について、平成25年3月に調定したものを、

・ 件数 2件

・ 調定金額 19,500円

ロ 措置の内容

事務処理カレンダーを作成し、毎年4月1日に処理することとして事業担当班と庶務担当班における共通認識を図ることで、調定が遅延しないよう徹底する。

(5) 医療整備課

イ 監査委員の報告の内容

旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・ 件数 9件

・ 金額 2,212,692円

ロ 措置の内容

支払遅延となった赴任旅費については、個別に支出管理を行っていたのを見直し、対象者全員の確認一覧表を作成し、旅費対象の有無や必要な書類のチェックリスト、支払日等について明確化したほか、担当者だけではなく、班内で支出状況を共有化し、支払遅延防止の対策を図った。

(6) 長寿社会政策課・ねんりんボックス推進室

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料及び県有財産貸付料において、調定遅延が認められたので、

で、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成24年4月1日に調定すべきところ、調定遅漏に気付いた時点で、4月1日に遡って調定し収納したものの。

○介護研修センター自動販売機設置敷地使用料

・件数 1件

・調定金額 24,820円

・収納日 平成25年1月8日

○県有財産貸付料（和風園・居宅介護支援事業所）

・件数 1件

・調定金額 155,330円

・収納日 平成24年9月20日

ロ 措置の内容

○介護研修センター自動販売機設置敷地使用料について

今後、調定遅延とならないよう事業担当者及び会計担当者の連携を密にするとともに、調定を行う前月（3月）から事務の準備を行うものとする。

○県有財産貸付料（和風園・居宅介護支援事業所）

和風園建物は、平成25年1月1日から民間移譲されているため、今後貸付けは発生しない。

なお、今後同様の貸付事例が発生した場合には、事業担当者、会計担当者の連携を密にし、調定遅延とならないよう努める。

(7) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、児童扶養手当給付費返還金及び児童保護費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H24年度収入未済額

現年度分 16,124,902円

過年度分 79,266,543円

合 計 95,391,445円

・ H23年度収入未済額

現年度分 16,603,956円

過年度分 77,675,604円

合 計 94,279,560円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金違約金

・ H24年度収入未済額

現年度分 464,800円

過年度分 4,397,800円

合 計 4,862,600円

・ H23年度収入未済額

現年度分 654,700円

過年度分 3,957,800円

合 計 4,612,500円

○児童扶養手当給付費返還金

・ H24年度収入未済額

現年度分 1,715,490円

過年度分 21,236,680円

合 計 22,952,170円

・ H23年度収入未済額

現年度分 601,520円

過年度分 21,802,640円

合 計 22,404,160円

○児童保護費

・ H24年度収入未済額

現年度分 2,848,640円

過年度分 14,797,944円

合 計 17,646,584円

・ H23年度収入未済額

現年度分 2,961,260円

過年度分 14,862,814円

合 計 17,824,074円

ロ 措置の内容

報 告 書 公 報

<p>○母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>新規発生抑制の観点から、償還開始時に借受人、連帯借受人及び連帯保証人の来所による償還指導や、滞納発生後の速やかな督促を行っている。また、滞納が続いている者については、休日・夜間を含めた訪問による督促に加え、償還方法の変更や一部納付を勧めるなど、借受人の生活状況に応じた計画的な納入を進めている。</p> <p>今後、更なる収入未済額全体の縮減を図っていくため、引き続き有効な債権回収の手法等について検証し、保健福祉事務所と情報共有を図っていく。また、償還指導の強化と債務者の生活状況の正確な把握に努め、収入未済額縮減を図る。</p> <p>なお、口座振替の導入については、諸条件が整わず導入に至っていないが、借受人の利便性の向上を図るため、引き続き導入に向けた検討を継続していく。</p> <p>○児童扶養手当給付費返還金</p> <p>新規発生防止のため、市町村に対して児童扶養手当の定期払い時における受給者の受給資格確認を徹底するよう継続して指導する。また、過年度分の納入義務者に対しては、文書や電話等による催告を行い、収入未済額縮減を図っていく。</p> <p>○児童保護費</p> <p>新規発生防止を図るため、入所前の段階で保護者の理解が得られるよう、負担金の納入について十分な説明を行いながら納入促進に努める。納入が滞った場合には、初期の段階で速やかに電話や文書による催告を行うほか、保護者の生活状況を勘案し、一括納付が困難な世帯に対しては分割納入を勧めるなど、適切な指導・助言を行うよう児童相談所への指導を徹底する。</p> <p>また、児童相談所内の全体会議の際に、納付の滞っている世帯状況等の確認を行い、情報の共有化や進行管理に努め、引き続き、収納促進と新たな収入未済の発生防止に取り組みしていく。</p> <p>イ 障害福祉課</p> <p>(8) 監査委員の報告の内容</p> <p>補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○平成23年度障害者自立支援給付費等負担金及び平成23年度地域生活支援事業費補助金の確定に伴う返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24年度収入未済額</li> </ul>	<p>現年度分 5,191,846円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 5,191,846円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>補助金等精算返還金が発生する場合は、債務者となる方へスケジュール等の周知を図り、収入未済が発生することのないよう納期限内納付について注意を促していく。</p> <p>特に高額返還対象者に対しては、こまめな納入状況確認を行い、適切な債権管理を図っていく。</p> <p>(9) 農林水産経営支援課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○林業・木材産業改善資金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,280,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>20,373,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>24,653,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,280,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>16,388,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>20,668,000円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、債務者（連帯保証人を含む。）への電話連絡や訪問面談により生活実態を把握するとともに、関係機関から必要な情報を得て納入の指導を行うことで縮減を図っている。</p> <p>長期延滞者の多くは離業、倒産による破産者や多重債務者などで収入も乏しく無資力に近い状態であり、ほぼ全員が高齢者であることから、今後も引き続き電話連絡と訪問面談等の実施により、少額でも可能な限り償還を促し、収納促進と適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(10) 道路課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p>	現年度分	4,280,000円	過年度分	20,373,000円	合 計	24,653,000円	現年度分	4,280,000円	過年度分	16,388,000円	合 計	20,668,000円
現年度分	4,280,000円												
過年度分	20,373,000円												
合 計	24,653,000円												
現年度分	4,280,000円												
過年度分	16,388,000円												
合 計	20,668,000円												



報 告 書

負担金において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

- ・件数 1件
- ・納入期限 平成24年7月23日
- ・支払日 平成24年7月24日
- ・支出金額 182,557,265円
- ・延滞金 25,037円

ロ 措置の内容

今回の事業発生後、再発防止策として、施行向から支払までの一連の会計処理を班長など複数の職員でチェックすることを再確認・徹底することとし、その具体的な方法として次の方法をとることとした。

- 納付書等の納付期限等期限設定日をワーキングして決裁に付すこと。
- 支出決議書に、新たに「支出処理チェック表」を作成して貼付し、支出担当から決裁権者まで支払内容（納入期限を含む）を確認すること。

(11) 河川課

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。

- ・定川河川災害復旧工事

ロ 措置の内容

入札契約制度などの説明会や研修会に積極的に参加し、制度の内容を十分理解できるように努める。

また、価格以外の評価については、班長が1人で確認していたことから、再発防止策として、担当班長に技術補佐（総括担当）2名を加え、3人体制で施工計画等の評価及び落札候補者から提出された資料を確認することとした。

(12) 港湾課

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。

- ・代ヶ崎清水・東側防波堤外災害復旧工事

ロ 措置の内容

関係職員に対し、総合評価に用いる申請書類について改めて周知徹底するとともに、複数の職員によるダブルチェックの実施体制について再度、点検・確認した。

(13) 住宅課・復興住宅整備室

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。

(内容)

- 県営住宅使用料
- ・H24年度収入未済額

現年度分 38,213,803円

過年度分 187,386,036円

合 計 225,599,839円

- ・H23年度収入未済額

現年度分 66,531,312円

過年度分 206,449,755円

合 計 272,981,067円

- 県営住宅駐車場使用料
- ・H24年度収入未済額

現年度分 3,827,030円

過年度分 8,665,465円

合 計 12,492,495円

- ・H23年度収入未済額

現年度分 5,631,000円

過年度分 9,769,700円

報 告 書 公 報 回 城 県 報

<p>合 計 15,400,700円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 平成23年度から25年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取り組んでいる。</p> <p>(ロ) 平成23年9月に、滞納家賃縮減策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行った。</p> <p>(ハ) 同年12月、同委員会からの「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。</p> <p>(ニ) この取組方針のアクションプランに基づき、下記のとおり滞納家賃等の縮減に向けた取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に対する督促、催告、臨戸訪問（休日・夜間含む）の強化</li> <li>・滞納者に対する督促、催告、臨戸訪問の強化</li> <li>・連帯保証人に対する督促、催告、臨戸訪問の強化</li> <li>・生活保護受給者の代理納付制度利用の徹底</li> </ul> <p>平成25年9月現在、11機関（県保健福祉事務所及び市社会福祉事務所）で実施しているが、未実施の機関に対し引き続き代理納付の導入を働きかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居資格要件に「県税、県営住宅家賃等の滞納をしていない者」を追加（平成24年4月から施行）</li> <li>・不納欠損処分適正な実施</li> <li>・明渡訴訟での対象者の選定基準の見直し、「12月以上若しくは50万円以上」を平成24年度から「6月以上の滞納者」に見直し、平成25年度から「3月以上の滞納者」に改正した。</li> <li>・明渡訴訟件数の拡大等</li> </ul> <p>平成25年度も引き続き明渡訴訟を実施する予定である。</p> <p>平成24年度 40件実施 平成25年度（9月末現在） 3件実施済</p> <p>(4) 高校教育課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>(イ) 高等学校等育英奨学金貸付金償還金及び定時制通信制課程修学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。 (内容)</p>	<p>○高等学校等育英奨学金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>32,885,747円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>10,298,698円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>43,184,445円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>3,113,723円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>13,707,169円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>16,820,892円</td> </tr> </table> <p>○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>134,400円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>826,200円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>960,600円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度収入未済額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>現年度分</td> <td>11,200円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>815,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>826,200円</td> </tr> </table> <p>(ロ) 県立学校における学校徴収金等において、監査委員からの私費会計の取扱いの指導等にもかかわらず、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じるとともに、指導徹底を図りたい。 (内容)</p> <p>○気仙沼西高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による私的流用金額 1,149,237円</li> <li>・私的流用があったとされる期間 平成23年5月から平成25年3月まで</li> </ul> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 貸付金償還金の収入未済について</p> <p>○高等学校等育英奨学金貸付金償還金</p> <p>同貸付金は平成17年度以降に高等学校等に入学した生徒を対象に国から移管された奨学金制度で、最初の大学卒業生が発生する平成24年度以降多数の償還対象者が発生すること</p>	現年度分	32,885,747円	過年度分	10,298,698円	合 計	43,184,445円	現年度分	3,113,723円	過年度分	13,707,169円	合 計	16,820,892円	現年度分	134,400円	過年度分	826,200円	合 計	960,600円	現年度分	11,200円	過年度分	815,000円	合 計	826,200円
現年度分	32,885,747円																								
過年度分	10,298,698円																								
合 計	43,184,445円																								
現年度分	3,113,723円																								
過年度分	13,707,169円																								
合 計	16,820,892円																								
現年度分	134,400円																								
過年度分	826,200円																								
合 計	960,600円																								
現年度分	11,200円																								
過年度分	815,000円																								
合 計	826,200円																								

となった。

この償還金が次の世代の奨学資金の原資となることから、未納者や保証人に対してはこれまで文書による督促等を実施してきた。今後も粘り強く納付を働きかけるとともに、他県の対応策等を参考としながら収入未済額の縮減に努めていく。

○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金

未納者に対しては、これまで電話や文書等により生活状況の把握と督促を行うとともに、自宅訪問による事情聴取や連帯保証人を通じた納付の働きかけを行ってきた。今後も粘り強く納付の働きかけを行い、収入未済額の縮減に努めていく。

(ロ) 学校徴収金等に係る事務処理について

学校徴収金等に係る事務処理については、「宮城県立学校徴収金会計事務に関する取扱要領（準則）」（以下、「取扱要領」という。）を示し、適切な事務処理を指導してきた。

今回指摘された事項については、取扱要領が遵守されていなかったことが原因であると考へ、平成25年6月14日に開催した臨時県立学校事務長会議において、取扱要領の遵守について指示した。また、平成25年7月に全県立学校96校を対象として緊急実地調査を実施し、各校における私費会計の内部統制の実態を把握するとともに、今後の再発防止策を取りまとめ、平成25年9月6日付けで各県立学校長あて通知し、取扱いの改善及び徹底を指導した（平成25年9月6日に開催した高等学校長及び特別支援学校長会議で配布・説明）。

なお、今後も個別に実地調査を行うとともに、事務長会議等機会を捉えて再発防止策の徹底について指導していく。

(15) 文化財保護課

イ 監査委員の報告の内容

報償費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないよう対策を講じら

たい。

(内容)

平成23年度の文化財保護地区指導員の謝金について、誤って前年度までの旧単価で支出し、不足分の支払を平成24年度に行っていたもの。

・件数 64件

・正規支出額 1,134,500円

・誤支出済額 1,032,000円

・不足金額 102,500円

ロ 措置の内容

支出金額の誤りの原因は、平成23年度から謝金日手当額を改訂したが、事業施行の根拠とな

る「宮城県文化財保護指導員設置要綱」において、謝金等については「予算の定めるところにより謝金を支給するものとする。」とのみ規定されており、謝金日手当額の根拠が支出同時に明示されていなかったため、支出の誤りを組織的にチェックできなかったことにある。

なお、再発防止のために、当該要綱の下に日手当額と改正経緯を明示した「実施細則」を既に策定しており、今後は、支出同等に当該「実施細則」を添付することにより、予算措置状況と併せてその的確性を組織的に確認していく。

(16) 気仙沼西高等学校

イ 監査委員の報告の内容

学校徴収金等において、監査委員からの私費会計の取扱いの指導等にもかかわらず、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらなければならない。

(内容)

・職員による私的流用金額 1,149,237円

・私的流用があったとされる期間 平成23年5月から平成25年3月まで

ロ 措置の内容

金融機関届出印と通帳を保管する金庫を別々とし、通帳の管理については、勤務時間内は事務室金庫、時間外は校長室金庫とした。また、金庫の鍵の管理者は管理職のみとした。

なお、各学校徴収金会計等の監査は中間監査を含めて年2回以上実施するほか、翌月10日までに会計書類を提出させ、執行責任者と出納責任者が通帳及び出納簿、収支同を突合し確認を行うこととした。

さらに、会計書類の簿冊は、事務室内の戸棚等に保管し、執行責任者等がいつでも点検できる状態とした。

(17) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

(1) 行政財産の使用許可に係る使用料において、測定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらなければならない。

(内容)

運転免許センター内の電力柱敷地使用料について、平成23年度分及び平成24年度分を、平成24年6月にまとめて測定したもの。



・件数 1件  
 ・調定金額 7,500円  
 (ロ) 放置違反金, 放置違反金に係る延滞金及び損害賠償金において、収入未済があったので、  
 収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○放置違反金

・H24年度収入未済額

現年度分 8,207,000円  
 過年度分 18,692,305円  
 合 計 26,899,305円

・H23年度収入未済額

現年度分 8,114,000円  
 過年度分 26,236,095円  
 合 計 34,350,095円

○放置違反金に係る延滞金

・H24年度収入未済額

現年度分 704,000円  
 過年度分 1,768,190円  
 合 計 2,472,190円

・H23年度収入未済額

現年度分 604,600円  
 過年度分 1,500,790円  
 合 計 2,105,390円

○損害賠償金

・H24年度収入未済額

現年度分 2,063,250円  
 過年度分 9,749,100円  
 合 計 11,812,350円

・H23年度収入未済額

現年度分 0円  
 過年度分 10,884,100円

合 計 10,884,100円

ロ 措置の内容

(イ) 調定遅延関係

○ 調定遅延の原因

県運転免許センター敷地内に設置させている電力柱3本、支柱1本及び支線1本については、既設電力柱の移設工事に伴って平成23年1月1日から東北電力㈱に対し、使用許可しているものである。使用許可については、許可した都度、使用許可一覧表に登録し、データによる一元管理により、調定事務を行っている。本件については、当該一覧表への登録漏れ及び東日本大震災の発生に伴う対応に忙殺され、当該許可の事実を失念し、使用料徴収をしなかったものである。

○ 再発防止対策

- ・ データ登録及び点検業務を複数の職員で行うこととした。
- ・ 担当者のみパソコン内で管理していた使用許可一覧表を係内共有情報として管理するため係内共有フォルダに移して管理し、係内全員が閲覧できるように改善した。
- ・ 年度途中に許可した案件については、許可の都度、使用許可一覧表への登録及び使用許可台帳への登録の状況を担当上司等が確認し、チェックを行っている。
- ・ 定期的に使用許可の申請等関係書類と使用許可一覧表及び使用許可台帳との突き合わせを行い、担当者及び上司による登録漏れのチェックを行っている。

(ロ) 放置違反金, 放置違反金に係る延滞金及び損害賠償金関係

○ 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金関係

- ・ 催告による自主納付の促進  
 督促期限後も納付しない滞納者に対しては、催促状及び財産差押予告通知書の送付、電話、臨戸訪問による催促を強化し、自主納付を促した。
- ・ 追跡調査による時刻完成債権の縮減  
 車両使用者の所在不明や車両販売による車両使用者不明等に対し、所在調査や追跡調査を行い、自主納付を促し、時刻完成となる債権の縮減に努めた。
- ・ 催告に応じない滞納者への対応  
 再三の催告に応じない滞納者に対しては、債権差押等の滞納処分を推し進めた。
- ・ 同規模県収納状況  
 収入未済縮減には、滞納処分の強化もさることながら自主納付率を向上させることが最も重要であるが、自主納付率の高い他県においては各種広報を行い、自主納付を増加

させているところもあることから、今後も各種広報媒体を通じ啓発を図ることにより自主納付の促進を図っていく。

○ 損害賠償金関係

- ・ 電話による納付促進  
債務者に対し、定期的に電話による督促を実施し、納付を促進した。
- ・ 分割納付・一部現金による債権の回収  
生活困窮等の理由により一括納付ができない債務者に対しては、分割納付及び一部現金納付により債権を回収した。
- ・ 分割納付者に対する指導  
分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

正 誤

○宮城県公報第二五〇九号中

ページ

段

行

正

誤

一六

下

二八

平成二十五年十二月四日

平成二十五年九月十二日